

文化庁の文化観光拠点計画に 横浜美術館が認定されました

このたび、文化庁が文化観光の充実に向けて進めている「文化観光拠点計画」に、「横浜美術館における文化観光拠点計画」が認定されました。

今後、横浜美術館は、国の支援を受けながら、文化振興を観光と地域活性化に結び付ける拠点となることを目指してまいります。

1 文化観光推進法に基づく文化観光拠点計画

文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として、令和2年5月1日に「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）が施行されました。

この法律に基づき、資金支援等の対象となる文化観光拠点計画を、文化庁が全国から公募の上認定しました。

2 「横浜美術館における文化観光拠点計画」の概要

(1) 申請者

横浜市（横浜美術館の設置者）

(2) 共同申請者

（公財）横浜市芸術文化振興財団

（横浜美術館の指定管理者）

（公財）横浜観光コンベンション・ビューロー

（一社）横浜みなとみらい21

(3) 計画年度

2020（令和2）年度～2024（令和6）年度（5年間）

(4) 基本方針

内外の観光客が常に訪れ、横浜由来の「美の世界」を体感する美術館を目指す

(5) 主な取組項目

ア 美術資料の魅力の磨き上げ

・美術資料データベースの画像の充実および公開 等

イ 多言語対応の強化

・スマートフォンのアプリなどで作品解説を多言語で対応

・訪日客向けに来訪意欲を喚起するようなWEBサイトを構築 等

ウ 快適な鑑賞環境の確保

・チケットレスで事前に決済できる時間制来館者システムの導入

・バリアフリー改修、Wi-Fi整備 等

エ 市内文化観光拠点の連携強化

・MICE等でのユニークベニュー対応のための改修

・周辺観光資源をつなぐマップ作成、ツアー実施 等



お問合せ先

文化観光局文化振興課施設担当課長 鬼木 和浩 Tel 045-671-3860

<参考>

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」 (文化観光推進法) の概要

1 趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

2 「文化観光」「文化観光拠点施設」の定義

(1) 文化観光

文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

(2) 文化観光拠点施設

以下を満たし地域における文化観光推進の拠点となるもの

- ① 文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設※1）のうち、
- ② 観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
- ③ 文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者※2）と連携するもの

※1 博物館、美術館、社寺、城郭等

※2 観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

3 地域における文化観光を推進するための措置

(1) 拠点計画 ※今回横浜美術館が認定されたのはこちら

・機能強化に関する基本方針や目標のほか、施設内の文化資源魅力増進、観光旅客の文化理解を深める措置、移動等の利便増進、広報等の事業等を定める。

(2) 地域計画

・当該地域における文化観光の推進に係る基本方針や目標のほか、地域内の文化資源の総合的な魅力増進、移動等の利便増進、広報等の事業等を定める。

(3) 国等の援助等

・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、(独)国際観光振興機能（JNTO）による海外宣伝、国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

【文化庁 WEB サイト】

文化観光推進法に基づき認定した拠点計画及び地域計画

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/92441401.html